

1.申請の要件を確認する②（不給付要件）

不給付要件

下記の（1）から（9）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （1）対象月の月次支援金に関する給付通知を受け取った者
- （2）月次支援金又は一時支援金の給付の申請に当たり、事務局が不備修正依頼等を行ったにもかかわらず、申請者が給付要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、不給付通知を受け取った者（ただし、悪質性が高くないと中小企業庁長官が認めるものを除く。）
- （3）月次支援金又は一時支援金について、無資格受給又は不正受給を行った者（ただし、無資格受給を行った者であっても悪質性が高くないと中小企業庁長官が認めるものを除く。）
- （4）国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- （6）政治団体
- （7）宗教上の組織又は団体
- （8）地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている者
- （9）（1）～（8）に掲げる者のほか、月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

※ 不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、月次支援金を受給することはできません。